

年 月 日

送付先変更届出書

私の下記の税目に関する書類について送付先を変更したいので、裏面の注意事項を確認のうえ次のとおり届け出ます。

納税義務者（納税義務者本人が記入してください）

住 所 （現在の住民登録地）			
フリカゝナ			
氏 名 ^{※1}			
生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	
電 話 番 号	()		
通知(書)番号 ^{※2}			

※1 固定資産が共有名義の場合、共有人数も含めて記入してください。（例：〇〇外1名）
※2 納税（税額）通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

変更する税目

市民税県民税	・	固定資産税	・	軽自動車税
--------	---	-------	---	-------

変更後送付先

住 所	〒	
方 書		個人の場合、納税義務者との 続柄 ()
	電話番号： ()	

*届出にあたっては、運転免許証や健康保険証など、納税義務者の本人確認書類の写しを添付してください。

本人確認欄	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ その他 ()
処理欄	☐ 業務別送付先設定 ☐ 納付用送付先設定

注意事項

- 1 この届出書は、市民税・県民税、固定資産税及び軽自動車税の納税通知書などについて住民登録地と異なる場所で送達を受けたいときに提出するものです。
- 2 市民税・県民税と固定資産税の場合、市外に転出するときは、原則として納税管理人を選任する必要がありますので、この届出書によって送付先を変更することはできません。納税管理人を選任のうえ、申告・申請を行ってください。
- 3 軽自動車の場合、原則として住所や所有者・使用者の変更があった場合は、車両の名称変更や住所変更等の申告手続が必要です。
※市税条例では登録内容に変更があった場合は15日以内、車体を所有しなくなった場合は30日以内の申告が義務付けられています。
- 4 届出にあたっては、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類が必要です。写しを添付してください。
- 5 納税通知書などの書類は、原則として納税義務者本人以外に送付しませんので、書類は本人宛となります。

届出書の記載と宛名の表示を例で示すと次のとおりです。

届出者（納税義務者）

（略）

氏 名	行 田 太 郎
-----	---------

（略）

変更後送付先

住 所	〒300-0000 〇〇県××市△△3丁目3番1号	
方 書	税 務 次 郎	個人の場合、納税義務者との 続柄（叔父）

＜この場合の宛名＞

〒300-0000

〇〇県××市△△3丁目3番1号

税務 次郎 様方

行田 太郎 様

- 6 この届出書の提出後は、住民登録の異動に関わらず指定の送付先へ送付しますので、送付先を変更・廃止しようとする場合は、その旨を届け出てください。
ただし、郵便物が返戻となった場合には、届出書の内容に関わらず住民登録地へ送付すること、あるいは、あなたに送達すべき書類があることを所定の場所に掲示することで送達に代えること（公示送達）があります。